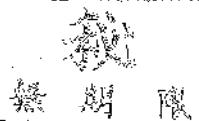


秘密指定解除

公文書監理室



原爆被爆韓国人問題

昭42.10.9
北東アジア課

1 事件の概要

1 従来より、韓国在住の原爆被爆韓国人は
帰還への懇情、在韓日本大使館への陳情等
を通じて、在韓の原爆被爆者への救済を要
請してきた経緯があり、本年8月6日にも
在韓原爆被爆者を代表して辛永洙より田中
義連までに補償要求等の救済を求める陳情
書を提出している。

2 厚生省によれば、現在国内法として「原
爆被爆者医療法」(昭和32年)および「原
爆被爆者特別措置法」(昭和43年)があ
り。同法は日本人、外国人とを問わず日本

国内に居住する原爆被爆者に適用されているが、外国に居住する者には適用されていない。

また、同法に見られるような賠償措置はあくまで被災者の特権を状況（放射線を多量に浴びたという事情）に着目し、国内の報社の立場から行なつてゐるものであり、国家責任に対する賠償という観点からではないとされている。しかるに陳情は一般に国家責任の追究の立場から賠償を求めるものが多く、この点厚生省の考え方とは基本的な差異がある。

3. 条約上は、昭和40年の日韓請求権協定第2条ノ項により、両国（及びその国民）間の請求権に関する問題は完全かつ最終的

に解決されたこととなることが確認されて
おり、したがつて原爆被爆者は日本政府に
対して何らの請求権も有さないと解される。

(第2条ノ項) 両締約国は、両締約国及
びその国民の財産、権利及び利益並びに
両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、
完全かつ最終的に解
決されたこととなることを確認する。

四 今後の方針

本約上の立場からみるとかぎり、日本政府と
しては何らの交渉義務もないものであるが、本
件は人道的問題であることにかんがみ、厚生
省と協議しつつ、日本政府として行ないうる
ことがあれば、できる限り前向きに検討して
いくこととしたいたい。

(4) 具体的には、外務省プロパーで行ないうることの一つとして医療協力（韓国人医師研修生の受入等）が考えられる。

■ その後の経過

1 10月28日、厚生省公衆衛生局企画課佐々木課長補佐（本件担当官）は北東アジア課を来訪し厚生省としても、人道的見地より本件をできる限り前向きに検討致したい。さしつけ医療協力が問題となるか、それについては、韓国政府が本件にどの程度の優先度をおくか、その姿勢が問題である。また、医療協力検討の基礎として在韓被爆者の実態調査が必要である旨述べた。

2 上記次第もあるので、当省としては、11月4日在京韓国大使館禹政務課長を招き本

件につき事情を説明し、韓国政府の被前方
を要請するとともに、在韓大使館に対し、
11月16日付公信函/モタム号をもって
下記の項目について韓国人被爆者の実態調
査方針を指示した。

- (1) 在韓被爆者の概要
- (2) 韓国で現在行なわれている原爆医療の
実態（専門医療機関、専門医師の有無、
受診の実態）
- (3) 韓国政府として現在特別の被爆者被爆
対策を講じているか、およびその内容
又、たゞ、在韓被爆者の既往は、韓國政府が
答収協会（会長李承晚）の調べでは約2万
人（うち開会には約6千人が登録）といわ
れると

＊ 聴えられる医療協力の内容としては

(1) 韓国人医師の研修受け入れ

(2) 日本人専門医師の派遣

(3) 韩国医療センターの設立

等があらうが、予算面、プロジェクトの実施に対する韓国側の意向等を考慮すると
すべき問題が多いものと思われる。